



# 合併協議会だより

発行：伊勢市・二見町・小俣町・御蔭村任意合併協議会

〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4 三重県営サンアリーナ内

TEL 0596-21-1020

FAX 0596-21-1022



▲答申後、「提言書」の説明をする櫻井委員長（中央）

## 新市まちづくりへの提言

### 歴史文化を生かした

### 市民自治社会を目指して

### まちづくり 委員会

合併後の新市のあり方を検討してきた新市まちづくり委員会（櫻井治男委員長）が新市まちづくりの「提言書」をまとめ、3月14日、伊勢市・二見町・小俣町・御蔭村任意合併協議会に答申をしました。

同委員会は、4市町村から推薦された住民代表12名と識見者2名で構成し、協議会からの諮問を受けて昨年11月以降、4市町村が合併した場合の新市の基本理念や10年後を見通したまちづくりの基本方向を住民の視点、専門的見地から検討してきました。

「提言書」には、新市まちづくり隊レポートや住民アンケート結果、ワークショップやフォーラム

で得られた内容などが反映され、目指すべき都市像を『美し風起つ回帰新市生都市』とし、「輝く自然、海と川と森の恵みを生かすまち」「新生お伊勢さん、世界の人びとが集うまち」「真の市民自治を実現するしくみを持ったまち」の三点を目標にしています。

具体的には、伊勢神宮ゆかりの歴史文化を核に据えた地域戦略や、市民自治の保障された社会の創造を理念とし、地域ごとの課題に対処する「地域別市民会議」の組織、産官学民が一体になった産業振興の「戦略会議」の設置、コミュニティバスの再編運行、総合型福祉拠点の整備、新市全域での中学校給食の実施などが挙げられています。

今後、協議会では、この提言書をもとに作成した構想（案）により、議会や住民の皆さんの意見を求めながら、新市の将来構想や建設計画を作成していきます。

# 新年度予算や合併協定項目、

# 約1,500の事務事業を調整

## — 第8回・第9回任意合併協議会で —

伊勢市・二見町・小俣町・御園村任意合併協議会は、3月3日と26日に三重県営サンアリーナで第8回・9回の協議会を開催し、継続協議となっていた合併協定項目や、各種事務事業の調整方針、新年度予算などにつ



▲三重県営サンアリーナで開催した第8回協議会

いての協議を行いました。今回はその中から、住民生活にかかわりの深い項目を抜粋し、概要をお知らせします。なお、すべての協議事項・資料等は当協議会ホームページに掲載していますので、そちらもご参照ください。

### ■財産の取扱い

4市町村の公有財産、物品、基金、地方債・企業債残高、財産区財産について協議しました。その結果、4市町村が所有する財産は、伊勢市の「岡本町財産区」の財産も含め、すべて新市に引き継ぎます。

### ■町、字の区域及び名称の取扱い

「新市の名称」は引き続き協議しますが、町、字の区域は従来通りとし、名称には旧町村名を残し、大字・字の字句は使わないこととします。今後更に、各市町村の住民の皆さんの意向を尊重しながら決定していきます。

### ■介護保険事業の取扱い

介護保険事業は、伊勢市は単独ですが、二見町・小俣町・御園村は玉城町とともに「度会工部介護保険事務組合」を設置し、認定・給付事務を行っています。

「保険料の額」は、伊勢市と組合に差があるため、介護保険事業計画に

基づいて合併時に調整し、「納期」は国民健康保険の納期に統一します。なお、今後の組合の対応は、速やかに組合で協議・調整します。

### ■国民健康保険事業の取扱い

現在、4市町村とも所得割・資産割・均等割・平等割の4方式で賦課していますが、新市では資産割額を廃止し、3方式とします。保険料の料率は、国保特別会計の独立採算制が堅持でき、かつ低所得の被保険者が減額制度を受けられるよう調整します。なお、納期は各市町村で異なりますが、4月から1月までの10回に統一します。

### ■消防団の取扱い

合併後の消防団組織は、一つの消防団本部に31の分団とし、所管区域は現行通りとします。団員報酬や出場手当等は市町村それぞれに違いがあり、団員数とともに、引き続き調整していきます。なお、現在、支出している



各種補助金・交付金は廃止します。

■行政連絡組織

行政と地域住民間の連絡調整は、伊勢市では本庁管内に「地区担任事務員」を、支所管内に「地区連絡協議会」を設置して文書の配布や掲示などを行い、御園村もほぼ同様の形態ですが、二見町・小俣町は自治区や自治区の区長に委託をしています。合併時にはこれらを廃止し、新市全域に市行政と地域のパイプ役として新たに「地区連絡員」を設けて適任者を委嘱するよう、地域の事情を踏まえながら検討していきます。

■電算システム事業

現在、4市町村ともそれぞれ百件前後の業務を電算処理していますが、今後、システムの安定運用を第一に考え、各業務システムをいづれかに統一することを原則として調整を進めます。

■広報広聴関係事業

●広報紙 発行回数や配

布方法が4市町村で異なるため、発行回数は伊勢市に合わせて月2回とし、うち1回はお知らせ号とします。それぞれ各戸に配布することとし、その方法は合併までに調整します。

●ケーブルテレビ 伊勢

市が平成4年、御園村が平成12年、二見町と小俣町も今年4月から開局し、伊勢市以外の3町村は、宅内工事費用やホームターミナル費用への補助を行っていません。特に御園村は、防災手段として独自のチャンネル局を保有し、引き込み工事費や一般放送分の契約金・利用料金を全額、村が負担しています。そこで、合併

後10年間は現行の通りとし、10年後に再度統一に向けて検討することを基本に、今後、加入率を上げるための方策などについて協議していきます。

■消防防災関係事業

●防災行政無線 4市町村とも無線局の管理・運用を行っており、一見町・

小俣町では戸別受信機を各世帯に無償貸与し、御園村はケーブルテレビのホームターミナルがその機能を果たしています。合併時は、現行のまま引き継ぎ、新市において速やかに統一する方向で調整します。

■防犯対策

●防犯灯 4市町村とも各自自治会で管理していますが、合併後は補助対象、補助率などを整理しながら、各自自治会への補助に努めます。

■交通関係事業

●交通災害共済 掛金は、通常1人500円ですが、中学生以下は半額の250円（新小学1年生は無料）、また、生活保護世帯は一般200円、中学生以下100円（新小学1年生は無料）に統一します。

■窓口業務

●自動交付機 伊勢市と小俣町が設置していますが、住民サービスの向上のため、合併後に設置場所を増やすよう検討します。



▶伊勢市の自動交付機

●町民証 小俣町が発行している「町民証（身分証明）」は、新市でも発行します。

●証明手数料 現在の4市町村の戸籍等証明手数料の額はほとんど同額ですが、違いのあるものについては低い方に統一します。

●支所取扱い業務 現在、伊勢市にのみ9つの支所があります。支所取扱い業務は、新市の事務所の位置、既存庁舎の活用方法などと大きくかわるため、それらが決定した後に調整しますが、現行の窓口サービスが低下しないよう配慮します。



▲清掃組合に集まった空きビン【レポートから】

■ごみ収集・処理業務事業

●可燃ごみ・不燃ごみ 現在、伊勢市と二見町は直営、小俣町は菊狭間環境施設整備組合、御園村は民間委託でごみ収集を行っています。ごみ問題は日常生活に直接影響を及ぼすことから、早急に課題・問題点の整理を行い、合併までに調整します。

●粗大ごみ 回収体制は、可燃ごみ・不燃ごみと同様で、合併までに調整します。戸別有料回収は、実施方法・手数料が4市

町村で異なっている

ため、合併時に統一し、伊勢市が行っている

無料回収は、家電リサイクル品などの不適物も出されることから、廃止も含めて合併時に統一します。

●資源物 回収体制は、品目ごとに取り扱いが異なるため【表1】、資源物回収の課題・問題点を整理した後、合併までに調整します。

●指定袋制度推進事業 現在、4市町村とも既の実施済みですが、対象となるごみの種類、指定袋の種類、価格等に違いがあることから、合併時の混乱を避けるよう十分調

●環境対策事業 小型合併処理浄化槽設置事業補助 下水道認可区域外での補助は4市町村とも実施していますが、補助基準が異なるため、伊勢市に合わせて調整します。

【表1】資源物の回収状況

市町村名	資源物													
	紙類					布類		ペットボトル		空きビン		空き缶（飲料用）		
	新聞紙	雑誌	段ボール	紙パック	紙製容器包装	布類	ペットボトル	その他プラスチック製容器包装	緑ビン(無色、緑、その他)	空きビン	生きビン	アルミ	スチール	
伊勢市	回収体制	直営				雑誌に含む	直営		直営		直営		直営	
	回収方法	拠点集積所					拠点集積所		拠点集積所		資源ビンに含む		不燃ごみとして収集	
	箇所数	1,004箇所					1,004箇所		1,004箇所		常設場所のみ毎日			
	開場日	-					-		-		-			
二見町	回収体制	直営												
	回収方法	資源ステーション												
	箇所数	29箇所												
	開場日	毎日(24時間)												
小俣町	回収体制	資源ステーション					民間委託		直営		菊狭間組合		直営	
	回収方法	資源ステーション					委託		直営		資源ステーション		直営	
	箇所数	59箇所					-		-		59箇所		-	
	開場日	毎日(日の出から午後7時まで)					毎日(日の出から午後7時まで)		毎日(日の出から午後7時まで)		毎日(日の出から午後7時まで)		-	
御園村	回収体制	直営												
	回収方法	資源ステーション												
	箇所数	12箇所												
	開場日	毎日(1箇所を除き24時間)												
伊勢市	回収体制	直営					委託		直営		委託		直営	
	回収方法	資源ステーション					資源ステーション		資源ステーション		戸別、集積所		不燃ごみ	
	箇所数	12箇所					-		-		-		-	
	開場日	毎日(1箇所を除き24時間)					毎日		毎日		第1・3木 第1・3金		第2・4木 第2・4金	
伊勢市	回収体制	直営					委託		直営		委託		直営	
	回収方法	資源ステーション					資源ステーション		資源ステーション		戸別、集積所		不燃ごみ	
	箇所数	12箇所					-		-		-		-	
	開場日	毎日(1箇所を除き24時間)					毎日		毎日		第1・3木 第1・3金		第2・4木 第2・4金	
伊勢市	回収体制	直営					委託		直営		委託		直営	
	回収方法	資源ステーション					資源ステーション		資源ステーション		戸別、集積所		不燃ごみ	
	箇所数	12箇所					-		-		-		-	
	開場日	毎日(1箇所を除き24時間)					毎日		毎日		第1・3木 第1・3金		第2・4木 第2・4金	

※一印は該当なし。伊勢市については、上記のほか土・日・祝日は中央資源回収ステーションで受け入れ可能(個人搬入)

●健康づくり事業 小俣町と御園村が行っている健康づくり推進員活動は今後も必要なことであり、合併後、速やかに調整します。また、伊勢市を除く3町村が実施している「町村民ウォーク」は今後も事業として存続し、実施方法・回数等については合併時に調整します。



▲福祉バスを更に充実させます【レポートから】

●**病院事業** 市立伊勢総合病院は、現行のまま新市に引き継ぎます。

■**高齢者福祉事業**

●**デイサービス** 介護保険で事業に該当しないとみなされるおむね65歳以上の高齢者を対象に通所サービスを提供する「生きがい活動支援通所事業」は、その内容等に差はあるものの、各施設でのサービス面での特色を生かすということから現行通りとし、自己負担額については新市で調整します。また、家族での送迎が困難な方を対象に「デイ・シヨートの送迎」も実施していますが、御園村のみ単価が違うため、伊勢市・二見町

町・小俣町に合わせ、1回4百40円、自己負担40円に調整します。

●**老人福祉施設管理運営** 伊勢市の万亀会館は民間委託を視野に入れながら調整し、3町村がかかわる高砂寮は、度会郡町村老人福祉施設組合と協議し、新市に引き継ぐ方向で調整します。

●**グループホーム管理運営** 現在、小俣町にグループホームがあり、管理運営は度会郡町村老人福祉施設組合に委託していますが、これは現行の通りとします。

●**老人乗合バス運賃助成事業** 現在、伊勢市では、満75歳以上の高齢者に「寿バス優待乗車券」を発行しています。この事業は、今後、小俣町の行っている「福祉バス」をコミュニティバスと位置付けた上で、合併時に路線を拡大して実施する方向で調整・協議します。

●**敬老会事業** 会場確保が困難なため、新市全体では開催せず、各地区老

人クラブで開催されるよう調整します。なお、開催に要する費用は、老人クラブ補助金で対応することとします。

●**記念品・敬老金** 現在、4市町村とも実施していますが、内容はそれぞれで異なります。今後、この敬老金事業を廃止して、その経費を他の福祉サービスに充てることも含め、さらに協議をしていきます。

■**障害者福祉事業**

●**身体障害者デイサービス** 「身体障害者」及び「重度身体障害者」のデイサービス事業は、いずれも現行のまま新市に引き継ぎます。

●**日常生活用具給付** 伊勢市が在宅の重度身体障害者に電話基本料を助成している「身体障害者日常生活用具給付事業」は、伊勢市に合わせ、二見町が一人暮らしの重度身体障害者に緊急通報装置を貸与している「緊急通報装置貸与事業」は、二見町に合わせます。「単独

おむつ支給事業」は、現在、二見町と小俣町が町で実施、御園村は社会福祉協議会へ委託し、伊勢市では実施していませんが、小俣町に合わせて調整します。

●**授産施設** 4市町村それぞれが社会福祉協議会に委託している「授産所運営」は、現行の通りとします。また、伊勢市のみが行っている「入所負担金」と「事業補助金」の交付は、伊勢市に合わせます。

●**自立支援** 4市町村ともそれぞれ「障害者団体補助金」を交付していますが、同一の団体に補助している状況もあるため、統合を基本に合併後速やかに調整します。「心身障害者寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業」、「心身障害者訪問理美容サービス事業」、「知的障害者自立更正事業補助」、「精神障害者授産施設等通所旅費助成事業」は、いずれも引き続き実施します。



【表2】統一後の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）	
区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯	0 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>
2	第1階層及び第6～第12階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
3	上記以外の世帯	5,000	4,000
4	第1階層及び第6～第12階層を除き、前年度分の市町村民税課税世帯	9,400	8,000
5	所得割課税世帯	11,100	9,300
6	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	12,800
7		15,000円～64,000円未満	21,000
8		64,000円～100,000円未満	33,100
9		100,000円～160,000円未満	39,400
10		160,000円～242,000円未満	43,400
11		242,000円～408,000円未満	45,500
12		408,000円以上	47,800

■児童福祉事業

●保育料 4市町村間でそれぞれ基準額・決定基準・階層などに格差があり、12階層の保育料体系で統一します【表2】。また、減免措置もそれぞれ異なるため、合併時に統一します。

●保育時間 二見町と小俣町は同じですが、伊勢

市や御園村とは異なるため、二見町・小俣町に合わせ、平日・土曜日の午前8時30分から午後4時30分までに統一します。

●放課後児童対策事業 これは、4市町村とも実施しており、設置形態や運営形態は当分の間現行の通りとします。なお、利用料は合併後速やかに調整します。

●地域子育て支援センター

事業 伊勢市と小俣町の各1園で、園庭を開放しての子育て支援を行っています。国・県の補助は、1市町村1事業に限定されますが、現行の通り新市に引き継ぐとともに、さらに拡大する方向で検討します。

●児童館運営管理事業

現在の児童館は、現行の通りとし、事業全体について、合併後調整します。

■その他福祉事業

●社会福祉協議会 一つの市に1組織となることから、統合を基本に社会福祉協議会と協議し調整します。

■農林水産関係事業

●伊勢地域農業共済事務組合 4市町村とも、17市町村で構成する当組合に加入しており、合併後も新市として加入します。

●農業後継者対策補助金

伊勢市と小俣町が農業後継者の育成と農業技術の向上、経営の安定のための事業に補助金を交付していますが、これは、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。

●青空市推進事業負担金

二見町を除く3市町村が行っている産直市の経費の一部助成は、補助率に違いがあるため、合併時に統一します。

■商工・観光関係事業

●観光行事振興 毎年、宮川河畔で開催している「伊勢神宮奉納全国花火大会」は現行の通りとしますが、一連の観光行事を一過性のものではなく、産業としてとらえ、地域の活性化につなげるよう協議していきます。

●旅客誘致 「春まつり」



▶「楽市」の「ごわい」レポートから

は桜名所百選にも選ばれた宮川堤で開催しているもので、今後、小俣町・御園村も含め、宮川堤全体の行事として引き続き開催していきます。伊勢市駅から外宮に至るコミュニティ道路で実施する「楽市事業」は継続して開催していきますが、事業内容を見直し、あくまで出店者主導で開催されるよう調整します。「全国夫婦岩サミット連絡協議会事業」は「夫婦」と名のつく郷土資源を持った全国の団体が集まって開催しているもので、現行の通りとします。



◀ 第9回協議会

● **商工団体** 現在、伊勢市、二見町、御園村の地域が伊勢商工会議所、小俣町の地域が小俣町商工会に加入していますが、今後、団体の統合に向けて働き掛けていきます。

● **まつり開催事業** 各市町村を代表する祭りとして、「お伊勢大祭」、「めもとフェスタ」、「おぼたまつり」、「ラブリバーふれあいまつり」などがありますが、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。なお、祭りの運営については、将来的には実行委員会が自主的に運営できるように協議を進めます。

■ **建設関係事業**

● **用地** 小俣町では、建築行為等の際し、4 m未満の狭い道路の場合は、後退した部分との間の用地を将来のために町で買収していますが、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。

● **占用・使用** 伊勢市と他の3町村では、「道路占用料」の額に違いがあ

りますが、県下13市で統一されている伊勢市の額に合わせます。また、「水路占用・使用料」、「公園占用・使用料」についても、市町村間で特に支障がないと思われるため、伊勢市に合わせます。

● **建設補助事業** 伊勢市を除く3町村では、自治区が実施する道路舗装や側溝の新設改良に対し、補助金を交付しています。施工するよう調整します。なお、地域の事情を勘案し、公共性の高いものについては、合併後も当分の間、支援します。

● **まちなみ保全事業** 伊勢市の宇治地区、二見町の江（茶屋）地区が指定されていますが、合併時に引き続き施行できるように調整し、助成金は合併後、速やかに調整します。

■ **上・下水道事業**

● **水道料金** 水道料金は4市町村間でかなりの格差があり【表3】、合併時に統一することは難し

い現状です。従って、新市設立後5年間は現行の通りとし、その間に、新市の住民負担の適正化を図るため、次の方針で経営の見直しを行い、新市の料金体系を整備します。

① 南勢水道受水費は、新市の水需要を基礎として、県企業庁に受水費の軽減を求める。

② 経営の合理化を図るため、数値目標を定め、施設の統廃合や有収率の向上を図るとともに、人件費、物件費等の経常経費の節減を図り、合わせて民間委託を推進する。

③ 一般会計からの繰入金 は、繰出基準に基づく適正な措置を行い、経営の健全化を図る。

なお、5年経過後に、著しい効果が見られない場合は、5年間期間を延長し、住民負担の適正化に努めます。いずれにしても、水道料金は、著しい格差があるため、引き続き協議を行い、具体的な

【表3】一般家庭の上水道使用料／2か月分

□径	使用量	伊勢市・御園村	二見町	小俣町
13mm	20m <sup>3</sup>	2,625円	2,730円	2,100円
	30m <sup>3</sup>	4,084円	5,355円	2,940円
	40m <sup>3</sup>	5,544円	7,980円	3,780円
	50m <sup>3</sup>	7,192円	10,605円	4,935円
	60m <sup>3</sup>	8,841円	13,230円	6,090円

方針を策定していきます。

● **下水道使用料** それぞれの市町村で、宮川流域下水道の供用開始までの事業推進に違いがあり、使用料の算出根拠も異なるため、次のように調整します。

① 平成18年3月末の宮川流域下水道第1期事業認可区域の供用開始時に、伊勢市、二見町、御園村の3市町村は統一単価とする。



【表4】一般家庭の下水道受益者負担金

伊勢市	二見町	小俣町	御園村
508円/㎡	150,000円/戸	80,000円/戸 (公告前20,000円)	80,000円/戸

②小俣町は宮川流域下水道に接続するまでは、現行通りとし、この間、経営の見直しを行い、新市の料金体系への移行準備に努める。なお、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合には、その時点で早急に対応し、更なる経営の効率化、住民負担の適正化に努めます。

#### ●下水道受益者負担金

伊勢市は面積に基づいて算出していますが、他の3町村は1戸当たりの統一単価で、その額にもかなりの格差があります【表4】。そこで、新市設立後、原則10年間は現行通りとし、小俣町、御園村地域を除く未認可地域の受益者負担金は、現行の算出根拠を基本に新市で検討します。なお、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合は、その時点で早急に対応します。

#### ■学校教育事業

●公立幼稚園 現在、伊勢市に8園、小俣町に2園ありますが、保育料は

小俣町に合わせて月5千500円とし、保育時間、学級定員等は合併後速やかに調整します。

●通学区域 中学校の調整区域も含め、合併後速やかに調整します。

●スクールバス運行 現在、伊勢市の高麗広地区と横輪、矢持地区で運行しているスクールバスは、現行通りとします。

#### ●学校給食管理事業

当分の間、現行の通りとし、中学校給食は、センター方式も含め、新市において全校実施の方向で調整・検討します。

#### ■文化・国際交流事業

●民俗文化財伝承保存活用補助 二見町を除く3市町村が支出している伝統芸能の保存育成団体への補助金は、合併後速やかに調整します。

●図書館業務 現在、伊勢市と小俣町にあります。が、開館時間や運用方針、管理面について、合併時に調整します。

#### ■社会体育事業

●体育指導事業 4市町

村とも体育指導委員の協力のもと、スポーツの振興、普及に取り組みたいところと、引き続き制度の継続に努めます。

●体育協会補助 4市町村とも補助金を交付しており、今までの補助金額を確保した上で、当分の間（2年程度）現行通りとし、合併後調整します。

●スポーツ少年団補助 伊勢市を除く3町村で交付している補助金は、当分の間現行の通りとし、随時調整します。

●体育施設使用料 4市町村の体育施設の使用料は、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。また、学校体育施設開放については使用料等に違いがあるため、合併時に統一します。

●社会教育事業  
●婦人会連絡協議会補助 小俣町を除く3市町村で補助をしており、合併後も当分の間、現行の通りとし、随時調整します。

●PTA連合会補助 伊勢市と御園村で補助して

おり、これは、合併後速やかに連合体を立ち上げるよう検討、調整し、補助金も合併後調整します。

●親子会連絡協議会 伊勢市を除く3町村では、親子会、あるいは子ども会に補助金を交付し、青少年の健全な育成に努めています。合併後も当分の間、現行の通りとし、随時調整します。

●文化協会補助 伊勢市を除く3町村が交付している補助金は、今までの補助金額を確保した上で、当分の間（2年程度）現行の通りとし、随時調整します。

●公民館等使用料 合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。

\* \* \* \* \*

これらはいくまでも現時点での調整方針であり、最終的には今後、法定協議会で決定していくこととなりますので、ご留意ください。

\*今回、写真の一部を新市まちづくり隊員のレポートから借用しました。



# 「新市将来構想(案)」を策定

## 市民主体の五つの政策目標など

任意合併協議会では、新市まちづくり委員会から答申された「提言書」をもとに、各市町村の総合計画との整合性、住民アンケート、行政評価結果なども踏まえ、「新市将来構想(案)」を策定しました。

この構想(案)は、「新市将来構想の策定にあたって」「新市まちづくりの意義」「新市まちづくりの方針」「市町村合併への取り組みを進める

にあたって」の4部構成で、参考資料として、4市町村の概要や現状のほか「財政状況とアンケート調査結果」「財政運営上の留意点」などを記載しています。

中でも、新市が取り組むべき目標として、五つの政策を掲げています。

まず一つは、「地方自治と行政のしくみ」に関して、市民意欲が生かせる「まちづくり」を目指すもの。二つ目は「産業」政策で、新市の魅力を更に高め、「市民主体の産業への転換」を図るもの。三番目は「生活・健康・福祉」の政策で、「なごやかさ」「さわやかさ」「健康やかさ」「楽しさ」をテーマに地域資源を有効活用した「快適生活環境づくり」。四番目は、「人権・教育・文化」の政策で、すべての人々の「人権」

が守られ、教育を受ける「機会の均等」を確保し、

地域間の連携、地域の歴史・文化を大切にすることも。五つ目は、「環境」に関する政策で、様々な歴史・文化資産、豊かな自然環境を背景に「環境先進市」を目指すものです。

これらの政策を実現させるためには、今後、市

町村合併に向けての情報提供と情報の共有に努め、積極的な市民参画の中で、地域住民とともに「新市まちづくり」への取り組みを進めることが必要としています。

この「新市将来構想(案)」は、近々開催予定の住民説明会で、主要な事務事業の調整方針とともに地域住民の皆さんにお知らせをし、皆さんの幅広い意見を反映した上で「将来構想」として確定していく予定です。

任意合併協議会が、2月22日に小俣町図書館で「行政評価・住民アンケート結果報告会」を開催しました。これは、協議会が昨年実施した「アンケート調査」と「行政評価調査」などの結果を地域住民の皆さんにわかりやすくお知らせし、だれもが住みよい新市づく

## 「行政評価・住民アンケート

### 結果報告会」を開催

任意合併協議会が、2月22日に小俣町図書館で「行政評価・住民アンケート結果報告会」を開催しました。これは、協議会が昨年実施した「アンケート調査」と「行政評価調査」などの結果を地域住民の皆さんにわかりやすくお知らせし、だれもが住みよい新市づく

りに向け、皆さんとともに考えようを行ったもので、4市町村の住民や議員、職員など約2百50名が参加しました。

それぞれの調査結果は、専門のコンサルティング会社に分析を依頼し、「合併と行政評価システム」合併に向けての財政上の留意点」「アンケートによる



▶原田先生の「合併講演会」

意識調査」の3点に分けて報告を行いました。報告では、行政サービスや住民の満足度・意識などに格差のあるものは、その背景を分析した上で、地域間の格差をなくし、地域全体をよくしていくことが必要とまとめられました。

また、その後、四日市大学総合政策学部専任講師の原田晃樹さんによる「地方分権と市町村合併」についての「合併講演会」も開催し、合併議論の必要性や合併のポイントなどを分かりやすく説明していただきました。



▲新市将来構想(案)

## 今後の協議会開催予定

—どなたでも傍聴できます—

■第10回協議会 平成15年5月30日(金)  
13:30～ サンアリーナ内・第3会議室

- \*内容は、継続協議となっている合併協定項目や事務事業の調整、今後のスケジュールなどです。
- \*上記の日程などはあくまでも予定です。傍聴を希望されます方は、事前に協議会事務局(TEL21-1020)で日時・会場などをご確認ください。

## 各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

■伊勢市市町村合併推進課(職員は協議会事務局に常駐)  
TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-5605  
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

■二見町企画課  
TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754  
E-mail futami@webmie.or.jp

■小俣町総務課  
TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454  
E-mail info@town.obata.mie.jp

■御園村企画室  
TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404  
E-mail misono@amigo.ne.jp

## 協議会事務局

■伊勢市・二見町・小俣町・御園村任意合併協議会  
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4  
三重県営サンアリーナ内  
TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
E-mail:ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp  
URL <http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/>

これまでの協議会での協議事項や講演会、まちづくりレポートなどの詳細は、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、こちらもぜひご覧ください。

## お知らせ

### 市町村合併住民説明会を開催します

任意合併協議会では、昨年8月以降、合併の必要性や効果、メリット・デメリットなどの検証とともに、合併後の一体的なまちづくりの検討や行政事務の調整などを行ってきました。

その作業も今年3月にひとまず終え、これまで様々協議されてきたことや調査結果などをもとに、新しい市の姿がある程度の形となってきました。そこで、下記日程の通り市町村合併についての説明会を開催し、住民の皆さんに合併問題への理解を深めていただくこととしました。

社会情勢の急激な変化や様々な地域課題に対応していくためには、従来通りの行政のあり方では立ち行くことができません。皆さんもこれを契機に、ぜひ今一度、市町村合併についてお考えください。

#### ■日時・会場

- 5月6日(火) 19:00～21:00 二見町公民館
  - 5月7日(水) 19:00～21:00 小俣町図書館
  - 5月8日(木) 19:00～21:00 ハートプラザみその
  - 5月9日(金) 19:00～21:00 いせトピア
- \*お住まいの市町村会場以外でもご参加いただけます

#### ■内容

- 市町村合併の背景と今日までの取り組み状況について
- 新市将来構想(案)について
- 主要な住民サービス・公共料金等について
- 今後の予定について

★この「説明会」は任意合併協議会が開催するものですが、後日、各市町村による「地区別説明会」も開催される予定です。ぜひその「地区別説明会」にもご参加ください。